

国家領域

【教科書：pp.113-115, 122-127】

I. 国際法における「領域」の意味

- 「領域国家」
- 対内的主権：

II. 領域主権

- 定義
- 領域主権の性質
- 内在的制約？
 - 領域使用の管理責任：

トレイル熔鋳所事件仲裁判決（1941 年）

カナダの民間熔鋳所（鉛と亜鉛の精錬所）が多量の煤煙（亜硫酸ガス）を放出し、それが大気に運ばれて、国境を越え、隣国アメリカ国内の農林産業に損害を与えたため、アメリカがカナダに対して損害賠償を請求した事例。

「いかなる国家も、事件が重大な結果をもたらし、損害が明白かつ納得しうる証拠により立証されるものである限り、他国または他国の財産もしくは人に損害を与えるような方法で、自国の領域を使用し、またはその使用を許す権利をもたない」

III. 国家領域と国際領域

- 領域主権の対象？
 - 国家領域：
 - 国際領域：
- 各領域の特徴
 - 国家領域
 - ◇ 領土
 - ◇ 領水
 - 内水：湖沼河川、港、湾、内海

国際法 I レジューメ (第 22 回)

- 領海
 - 「無害通航権」
 - 排他的経済水域？
 - ◇ 機能的主権の考え方
 - cf. 大陸棚
- ◇ 領空
 - 領空主権
 - 排他的性質（領海との差異）
 - 民間機撃墜の権利？
- 国際領域
 - ◇ 公海
 - 公海の自由
 - 排他的経済水域との関係
 - cf. 深海底
 - ◇ 宇宙空間
 - 宇宙条約
 - 非軍事化の限界
 - 領空との境界線？
 - ◇ 南極
 - セクター主義
 - 南極条約体制